

神戸市みんなの掲示板の利用に関する基準

(呼称)

第1条 この公共掲示板は「みんなの掲示板」と称する。

(設置の趣旨)

第2条 みんなの掲示板(以下「掲示板」という。)は屋外広告物の無秩序な掲出を防止するとともに、市民が気軽に利用できる広報手段として設置するものとする。

(利用方法)

第3条 掲示板の利用者(以下「利用者」という。)は、掲出する掲示物の作成者又は作成者から掲示の委託を受けた者とし、次の各号に掲げる方法により掲示板を利用するものとする。

また、本市において必要と認めるときは、掲示板に地域団体(ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会等)が発行する掲示物の掲出枠(以下「地域枠」という。)を設けることができる。

- (1) 掲示物は、ポスター等紙製の印刷物とし、その大きさは、日本産業規格A3版(42cm×29.7cm)以内とすること
- (2) 掲示物には、掲示板の利用者の氏名又は法人名及び電話番号等連絡先、掲出日を記載すること
- (3) 掲示枚数は、掲示板1か所について、利用者ごとに1枚とする。ただし、別の利用者であっても同一内容の掲示物は掲出できない。
- (4) 掲示物は、掲示板面からはみ出さないよう空いているスペースに画びょうでしっかりとめるなど風等ではがれないように掲示すること。なお、地域枠には一般の掲示物を掲示しないこと
- (5) 既に掲示されている他の掲示物を撤去し、又は他の掲示物に重ねて掲示しないこと

(禁止掲示物)

第4条 次の各号に該当する場合は、掲示を認めないものとする。

- (1) 公職選挙法等、他の法令に違反するもの
- (2) 犯罪を助長するおそれのあるもの
- (3) 人の名誉を毀損し、侮辱するおそれのあるもの
- (4) わいせつな内容その他不快な感情をいだかせる内容を表示しているもの
- (5) 明白に虚偽の内容を表示していると判断されるもの
- (6) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党・団体を推薦、支持、反対することを目的とするもの
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

(掲示物の除却)

第5条 掲示物は、本市において毎月15日及び末日に除却するものとする。ただし、当日が日曜日又は祝日等の休日の場合は、その前日とする。また、12月は除却する日を掲示板で告知するものとする。

2 本市において、やむを得ない事情がある場合には、前項の規定に関わらず、告知を行うことなく別に除却日を設定するものとする。

(手数料)

第6条 手数料は無料とする。

(掲示物の管理責任等)

第7条 利用者は、掲示期間中の掲示物の管理責任を負うものとする。

2 利用者は、掲示物の目的が終了したときは、速やかに撤去しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 利用者がこの基準に違反して掲示を行ったときは、本市において発見次第除却することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による場合、当該利用者に対し以後の利用を認めないことができるものとする。

(利用者の心得)

第9条 利用者は、本市職員の指導に従い、他の利用者に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

(利用者等の賠償責任等)

第10条 利用者又はその指示若しくは依頼等を受けて掲示物を掲示した者が、故意又は過失により掲示板を損傷したときは、本市に対しその損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、掲示物の表示内容等を原因として第三者との間に紛争を生じた場合には、一切を自己の責任において解決しなければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成21年8月1日から施行する。

(施行期日)

この基準は、令和3年6月30日から施行する。